

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年3月24日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5～10年度賀茂環境センター機械警備業務
(2) 物品・委託役務管理番号	なし
(3) 物品委託役務内容	賀茂環境センターにおいて施設の機械警備を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和5年5月1日から令和10年4月30日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬町国近 10427-24 賀茂環境センター
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>機械警備
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定において、警備業務の区分を1号として受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

(1) 機械警備業務共通標準事項を適用する。

(2) 本業務の契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として行うものであり、この契約に係る発注者の令和 5 年度 歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生ずるものとする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和 5 年 3 月 2 4 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設 2 課 (担当課) で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先 (担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和 5 年 3 月 2 4 日～ 令和 5 年 3 月 3 1 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。ただし、警備配線、建築平面詳細図は、担当課での閲覧・確認のみとする 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票 (広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第 2 号 (第 4 条関係)) により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和 5 年 3 月 2 4 日～ 令和 5 年 3 月 3 1 日 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和 5 年 4 月 3 日～ 令和 5 年 4 月 6 日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和 5 年 4 月 4 日～ 令和 5 年 4 月 6 日 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設 2 課 (担当課) 東広島市黒瀬町国近 10427-24 (賀茂環境センター管理棟 1 階) 入札書は入札期間内に施設 2 課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として東広島市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和 5 年 4 月 7 日 午前 10 時 00 分	開札場所 広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター管理棟 1 階事務室 (東広島市黒瀬町国近 10427-24) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札 (1 回目) を実施するものとする。再度の入札 (1 回目) は、開札の立ち合いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札 (1 回目) を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札 (1 回目) の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札 (2 回目) を行う。 再度の入札は、2 回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和 5 年 4 月 1 4 日午後 5 時 1 5 分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書 (物品・委託役務)		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1 部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和 5 年 4 月 1 4 日 午後 5 時 1 5 分

(4) 提出先 「6 問い合わせ先 (担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先 (担当課)

施設 2 課

東広島市黒瀬町国近 10427-24

電話 番号 0823-82-6499

ファックス番号 0823-82-9444

令和5～10年度賀茂環境センター機械警備業務仕様書

1 業務名

令和5～10年度賀茂環境センター機械警備業務

2 履行場所

東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター

3 履行期間

令和5年5月1日から令和10年4月30日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 業務対象施設の名称

管理棟・ペットボトル等処理棟

5 業務内容

業務対象施設において、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の機械警備業務共通標準事項（以下、「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行う者とする。
- (4) 業務にあたっては、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を行うこと。

8 業務詳細

(1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印があるもの）。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能	○	
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能		

⑤金庫盗難を感知する機能		
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能		
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能		
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪通信回線の断線を監視する機能	○	
⑫通信回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能	○	

(2) 設置基準

① 警備業務用機械装置の設置にあたっては、次に掲げる設置基準を満たすこと。

(現在設置してある、機器種類・数量・設置場所と同等のものとする)

機器種類	数量	設置場所	詳細
制御装置・電源装置	1式	管理棟	操作器・センサーに対応したもの
操作器（非接触カードリーダー）	3台	管理棟・ペットボトル等 処理棟	管理棟1階：1カ所 管理棟2階：1カ所 ペットボトル等処理棟： 1階：1カ所
開閉センサー（マグネットセンサー）	23個	警備対象区域出入口・窓	管理棟1階：19カ所 管理棟2階：3カ所 ペットボトル等処理棟： 1階：1カ所
空間センサー（熱線センサー）	8個	管理棟・ペットボトル等 処理棟	管理棟1階：2カ所 ペットボトル等処理棟： 2階：3カ所 ペットボトル等処理棟： 3階：3カ所

ア 警備を実施するために設置する警備機器は、上記基準に基づくとおりとするが、この業務を実施するために必要な場合は、この他にも適宜適切な警備機器を設置すること。

イ 受注者は、事前に現地確認、調査を行い、仕様及び警備業務等について、その内容を記載した書面、警備図面等を提示の上、発注者の承諾を得て設置し、受注者の警備受信装置に結線するものとする。

ウ 火災については、常時監視を行うものとする。

エ 警備機器の操作方式は、磁気等で個別識別機能を有するカード形式とすること。

オ 停電・その他の機器異常においても、バッテリー・警備員の巡回等で対応し、警備を維持させ

ること。

カ 配線は原則隠ぺい配線とすること。なお、電線を壁内に敷設する場合は、電線管により保護すること。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

キ 警備機器の設置及び配線敷設にあたり、発注者の承諾を得た場合は、既存配線を活用できるものとする。

② 設置場所

別紙図面のとおりにする。

③ 保守点検等

ア 受注者は、警備機器の正常な機能を維持するため、適宜保守点検を行い、その結果を報告すること。

イ 受注者の責により警報機器が作動不能になった場合は、受注者は警備員が巡回するなど代替の警備対策を講ずること。

(3) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年7月5日 法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(4) 警備計画書等

警備業務の実施にあたり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

(5) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(6) 服装等

① 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

② 制服については、次の基準を満たしていること。

ア 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。

イ 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。

ウ 警備業者の名称を表示した標章を着用すること。

(7) 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

① 厳重に保管する。

② 複製しない。

③ 業務期間終了後に返却する。

④ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

(8) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅延なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。

このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容において、十分な引継ぎを受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(9) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(10) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

① 現場に応じた緊急措置

ア 火災を確認した場合は関係先へ通報

イ 現場保存の対応業務

ウ 現地で警備員が業務上の契約にないが、状況の判断から緊急避難的に行う業務

エ その他、緊急措置として必要な事項

② 施設管理担当者への連絡

③ 基地局への連絡

④ 警察、消防署等への連絡

自動火災報知機は、各プラントと連携しているため、移報時の連絡方法及び取扱いについて、あらかじめ施設管理担当者と協議すること。

(11) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則（昭和 58 年 1 月 10 日総理府令第 1 号）第 33 条第 1 項第 5 号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は 1 つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(12) 機械警備等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

① 警報装置の設置場所は、事務室の適切な場所に別紙図面を参照し取り付けるものとする。

② 警報装置は自動火災報知機と連結するものとする。

③ 警報盤及び警備制御盤関係は、事務室に設置するものとする。なお、警備信号の送受信は、受注者が自ら用意する通信回線等により行うこと。（事務室には使用可能なインターネット回線がないため、通信方法は十分検討すること。）

④ 管理棟 1 階・管理棟 2 階・ペットボトル等処理棟 1 階の各 1 カ所に非接触式のカードリーダー（操作盤）を設置するものとする。

⑤ 設置場所・方法で問題がある場合は、発注者・受注者で協議することができるものとする。

9 その他

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるもの

とする。

(2) 部分払い

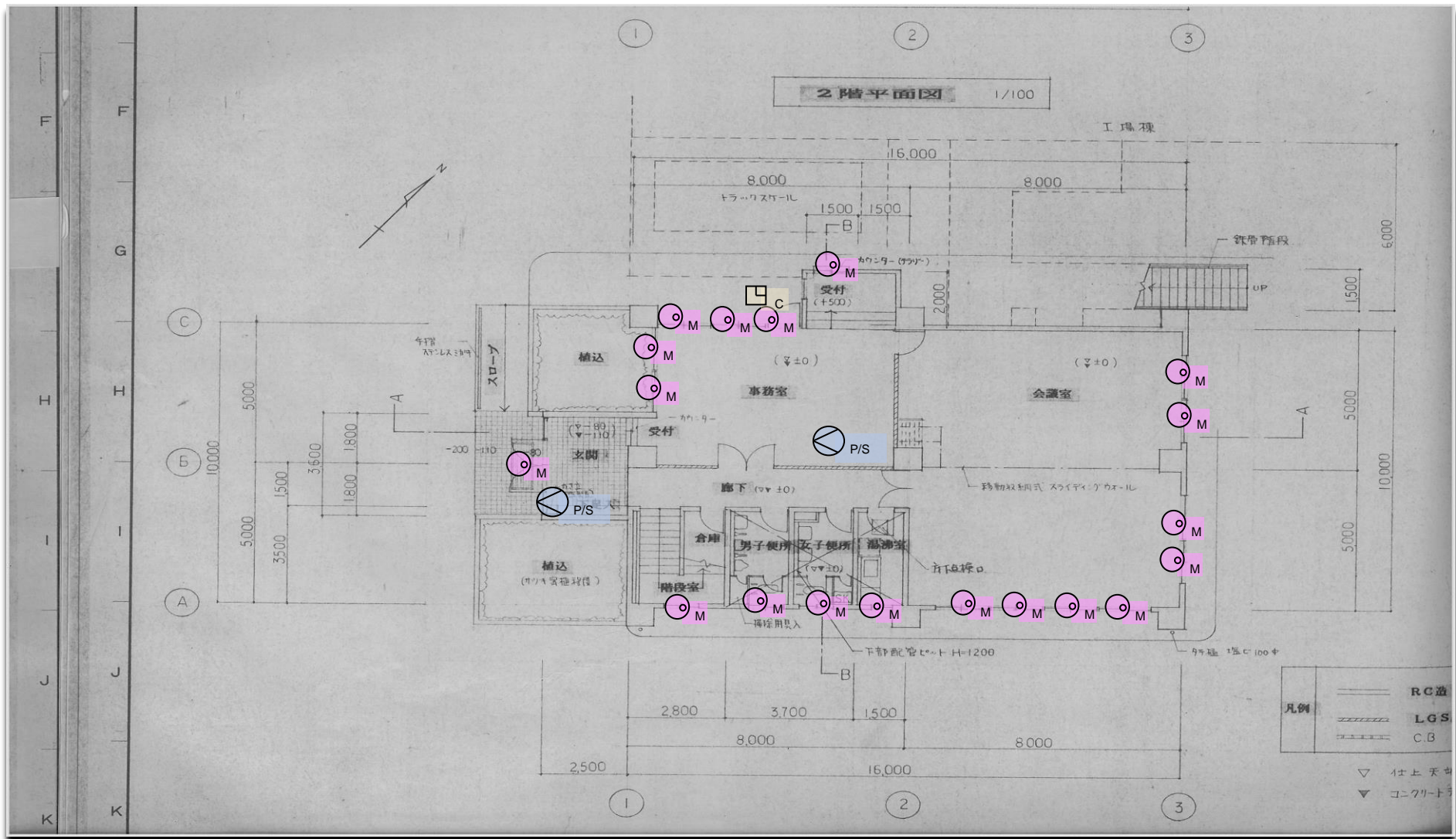
① 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和5年5月から令和10年3月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
令和10年4月履行分	円	完了払

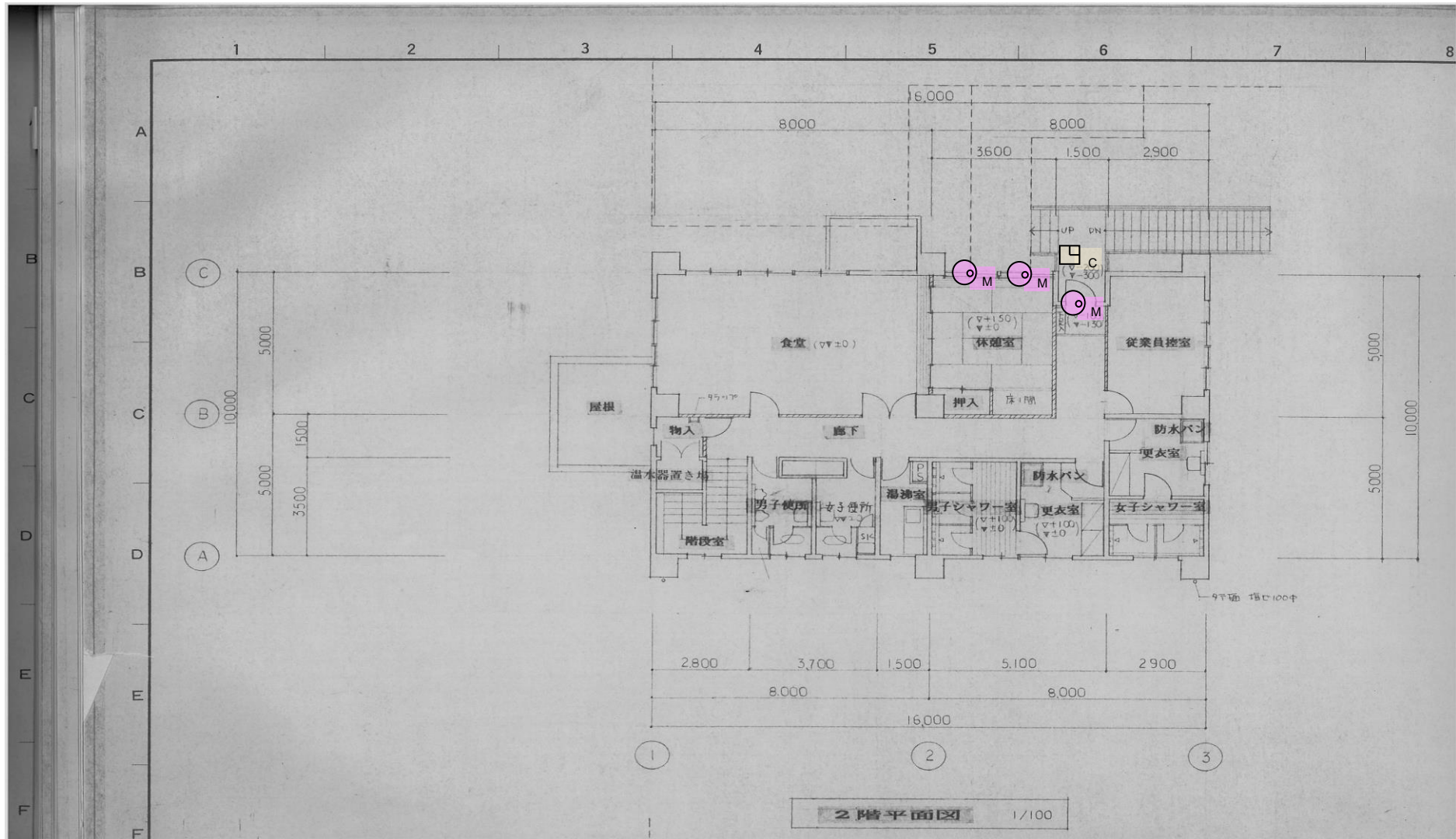
② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

③ 部分払の額は、契約金額を60で除した額（当該額に円単位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完成払いはその残額とする。

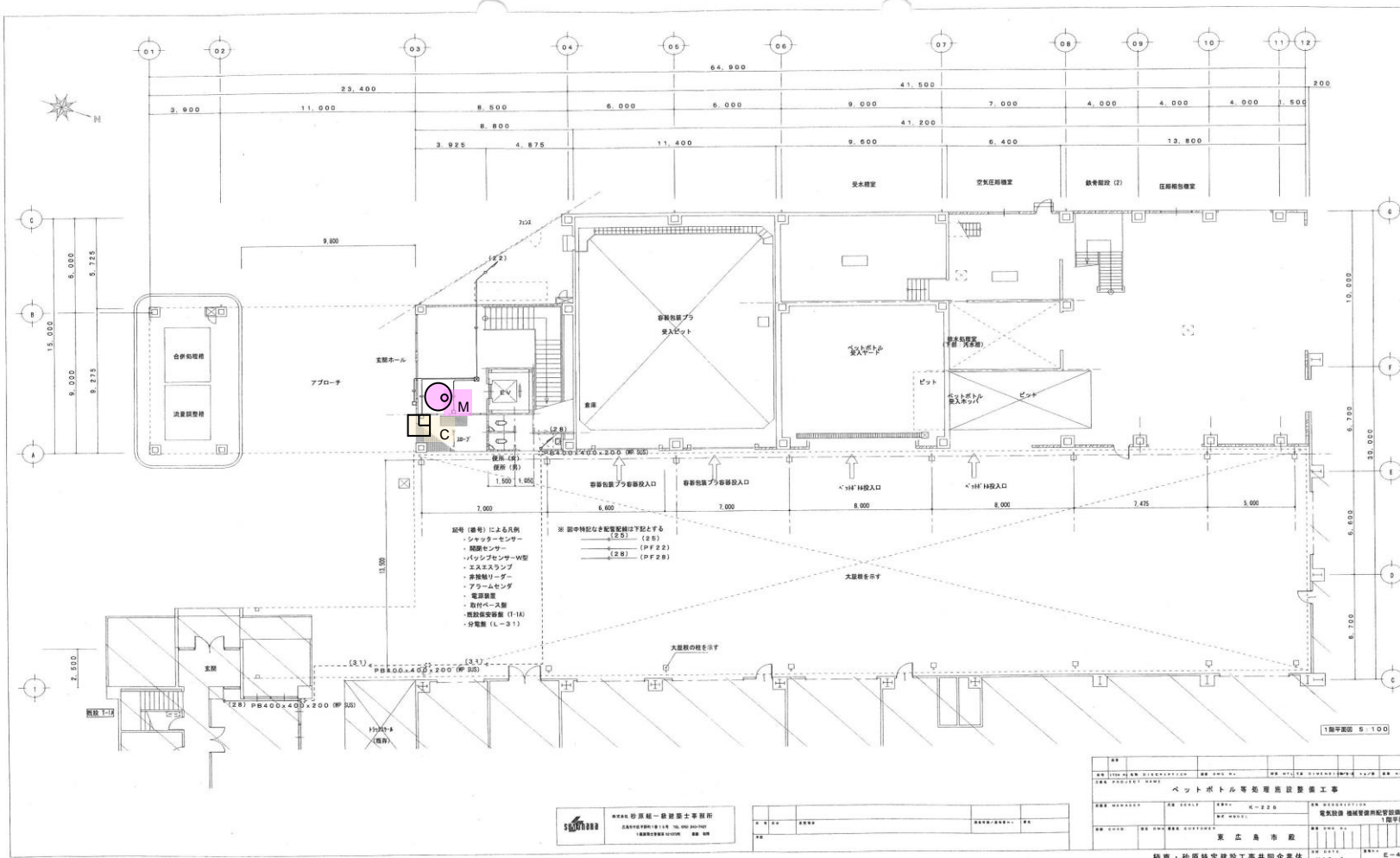
(別紙) 設置場所 管理棟機械警備業務 (1階)



(別紙) 設置場所 管理棟機械警備業務 (2階)



(別紙) 設置場所 ペットボトル等処理施設機械警備業務 (1階)



(別紙) 設置場所 ペットボトル等処理施設機械警備業務 (2階)

